卸売市場における先進的な取組事例

(平成 20 年度卸売市場整備新基本方針実施状況実態調査委託事業)

平成21年3月

株式会社 流通システム研究センター

〈目次〉

I 事業の概要

1	
2	事業の概要 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
3	調査手法・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
4	調査の進め方 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
5	調査の対象・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
4/4	Ⅱ 調査結果 合卸売業者 A1 ···································
1	倒産・廃業した市場のあとを継いで、新会社による新たな展開
書.	果物卸売業者 B1 ···································
	市場主導でGAPによって生産者を組織化
	自力で新市場を建設した民営地方卸売市場
	- 1997 - 1997
	全農県本部と組んで産地市場としての役割の強化、ISO14000 の定着
	<u> </u>
	知の子会社として農家直接仕入と量販店等への直接販売を実現
	界物卸売業者 B5 ···································
	毎日トラック 30 台で生産者から直接集荷
	果物卸売業者 B6 ···································
	七湾へ果実等の輸出の実現、相対販売データを翌早朝にオンラインで提供
	日得、未失事の輸出の失死、相対販売ケークを立中制にオンプインで促展 果物卸売業者 B7 ························24
	未初助光業者 B7 ···································
	1809001(血員保証)の取得で血員官连の向及化を美塊
水	産物卸売業者 C1 ···································
	上海に現地法人を設立。日本からの水産物輸出を実現
	産物卸売業者 C2 ···································
	朝獲りの魚を海無し県の全農県本部に直送
į	朝獲りの当日売りを県内・隣県のスーパーで実現
	産物卸売業者 C3 ···································
	地場物専門のセリ(時間)を開設、地産地消の確立
青:	果物仲卸業者 D1 ······ 37
-	生産者と直結して地場産品の掘り起こし
	アライアンスを結成して全国の仲卸仲間に情報提供

青	果物仲卸業者	D2	• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •	• • • • • • •	• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •	• • • • • • • • •	• • • • • • • • • •	• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •	····41
į	物流センターの	活用	とグループ内流	通の活発	紀				
青	果物仲卸業者	D3	• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •	• • • • • • •		• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •	• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •	• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •	44
			を担う物流セン		•				
青	果物仲卸業者	D4	• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •		• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •	• • • • • • • • • •	• • • • • • • • • •	• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •	$\cdots 47$
	自社よりも大き	な仲	卸を吸収して規	莫を拡大	3				
青	果物仲卸業者	D5							49
;	場外に拠点を作	Eって:	外食・コンビニに	こ本格的	かな対応				
青	果物仲卸業者	D6							····52
-	市場内仲卸業者	68社	中4社が合併で	規模拡大	3				
			Ⅲ 되	☑成 18 ੬	₣~平成 20 年月	度の総括			
1	卸売市場法改	正お	よび卸売市場整個	備新基本	(方針との関連	• • • • • • •	• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •		55
2	平成 18 年~2	20年	先進事例の整理。	と分析					57



1 事業の趣旨

平成16年6月の卸売市場法の改正を受けて、平成16年10月に新たな卸売市場整備基本方針(以下「新基本方針」という)を策定したところである。

新基本方針では、[1] 卸売市場が「安全・安心」で「効率的」な流通システムへの転換を図るとともに、[2]平成21年度に予定されている卸売手数料の弾力化までに卸・仲卸業者の経営基盤が強化されること等を目標としているが、各市場の取組については、市場ごとの様々な要因により遅速が出てくるものと考えられ、取組が遅れる市場においては、卸売手数料の弾力化に対応可能な市場機能の強化が進まないことや、卸・仲卸業者の経営悪化が危惧されるところである。

このため、平成 18 年度、19 年度に引き続き、新基本方針に即した取組状況や卸売市場における先進的な取組事例等について実態調査を行い、そのモデル事例を取りまとめ、全国の中央卸売市場に周知することにより、取組の遅れている市場の「安全・安心」で「効率的」な流通システムへの速やかな転換及び卸売手数料の弾力化に対応可能な卸・仲卸業者の経営基盤の強化を図ることとする。

2 事業の概要

卸売市場における先進的な取組事例の調査として、平成 16 年 6 月の卸売市場法の改正により措置された、(ア)卸売市場における品質管理の高度化、(イ)商物一致規制の緩和、(ウ)卸売業者等の事業活動に関する規制の緩和に対応した取組のほか、(エ)効率的な流通システムや(オ)卸・仲卸業者の経営強化に向けたモデル事例の調査及び普及を行った。

ただし、平成 18 年度、平成 19 年度調査と同様に、調査を終えた現在、卸売市場法の改正の前か後かで、あるいは市場法の改正を受けてのことか否かで取組事例を正確に分類することは困難であることから、本書中ではあえてその区別はつけていない。本書中の取組事例には、卸売市場法改正以前の制度であっても対応できている取組も、また、卸売市場法改正を受けての取組の参考となるものも含まれているが、いずれの事例も経営基盤の強化を目的としている点では共通しているといえる。

3 調査方法

調査対象に対してはすべて訪問ヒアリング調査を実施した。

4 調査の進め方

(1)検討委員会の設置

調査の実施にあたっては委員会を設置し、調査対象・調査内容等について指導・助言を得た。

(2)検討委員会の日程

以下の日程で検討委員会を開催した。

第1回 平成20年6月2日(月)

第2回 平成21年3月4日(水)

(3)検討委員会の構成

以下の方々に委員を委嘱し、指導と助言を得た。(敬称略、順不同)

所 属	役 職	氏 名
東京農業大学国際食料情報学部	教授	藤島 廣二
(社)全国中央卸売市場青果卸売協会	調査役	井上 浩
(社)全国青果卸売市場協会	専務理事	篠埜 賢治
全国青果卸売協同組合連合会	専務理事	村瀬 史郎
(社)全国中央市場水産卸協会	常務理事	松野 照男
全国水産物卸組合連合会	専務理事	里口 勤
(社)日本花き卸売市場協会	常務理事	横田 一利
全国農業協同組合連合会	園芸農産部園芸流通課	小澤 誠一郎
日本スーパーマーケット協会	事務局長	江口 法生

5 調査の対象

本年度は以下の卸売業者・仲卸業者を調査対象とした。調査対象の内訳は下表に示すとおりであるが、 その調査結果は第 $II \sim III$ 章に記す。

(平成 20 年度 先進的取組事例 取材先一覧)

業種	取扱品	事例記号	市場種類	地域
	総合	A1	民営地方	北海道
	青果物	B1	公設地方	東北
		B2	民営地方	関東
		В3	民営地方	中部
		B4	中央	関西
卸売業者		B5	民営地方	四国
		В6	中央	九州
		В7	民営地方	九州
	水産物	C1	中央	関東
		C2	地方公設	北陸
		СЗ	中央	北陸
		D1	中央	北海道
	青果物	D2	中央	東北
仲卸業者		D3	中央	東北
		D4	中央	中部
		D5	中央	中部
		D6	中央	中部